

苫小牧市在宅寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業について

在宅で常時寝たきりの方の経済的負担の軽減を図るために、紙おむつを給付します。

※令和3年度より、費用負担、利用申請、各種申請様式に変更がありますのでご注意ください

《対象者》

本市に住所を有し、次のいずれかに該当する方で、在宅において常時紙おむつを使用する必要がある方

- (1) 要介護4又は5の方
- (2) 要介護2又は3の方で重度の認知症状のある方が寝たきり状態にある方

※ 要介護2又は3の方は、別途要件がありますのでお問い合わせください。

※ 介護を受ける方が以下の施設のいずれかに入居・入院している場合は、事業の対象となりません。

- ・地域密着型特定施設
- ・地域密着型介護老人福祉施設
- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・介護医療院
- ・グループホーム
- ・養護老人ホーム
- ・有料老人ホーム
- ・軽費老人ホーム
- ・サービス付き高齢者向け住宅
- ・共同住宅
- ・医療施設
- ・小規模多機能ホーム（長期滞在）

《給付内容》

市が指定業者と契約した品目の中から、自由に選択します。ただし、給付上限額（6,250円/月）があります。

毎月、業者が申請者の自宅へ、1か月分をまとめて配達します。

《費用負担》

費用の1割が自己負担です。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、免除されます。

- ① 市民税非課税世帯である
- ② 生活保護世帯である

被介護者の世帯

《利用申請》



- ・配達は業者から日時の連絡を受け、自宅で紙おむつを受け取ります。
- ・自己負担がある場合は、紙おむつを受け取る時に業者へ支払います。
- ・短期の入院等により一時的に利用を休止する場合は、市役所介護福祉課に連絡が必要です。
- ・利用を再開したい場合も市役所介護福祉課に連絡が必要です。
- ・在宅で介護されなくなった場合（施設入所等）は、市役所介護福祉課へ廃止届の提出が必要です。

休止届・再開届の提出は不要です。

※新規・再開申請について

毎月10日までに申請された場合は、当月から、11日以降申請の場合は、翌月からの給付開始になります。

例) 5月10日申請→5月分から給付 5月11日申請→6月分から給付

●問合せ先●

苫小牧市福祉部介護福祉課総務係（本庁舎1階15番窓口） 電話 0144-32-6342